

六ヶ所ウラン濃縮工場
平成20年度 品質保証の実施計画書

I. 品質保証の実施計画

1. 保安活動等の実施

(1) 品質方針の設定、周知

社長は、品質方針を設定、周知し、社員の理解を深め、法令・安全協定の遵守及び原子力安全の重要性に対する認識を徹底させる。

(2) 品質目標の設定、周知

品質保証室長及び濃縮事業部長は、所管する業務について品質方針に基づく品質目標を設定し、当該業務を行う社員に周知する。

(3) 社長による評価

社長は、品質方針、品質目標を含む品質マネジメントシステムが適切、妥当かつ有効であることが継続していることの評価を行う。(年1回以上)

(4) 文書及び記録の管理

品質保証室長及び濃縮事業部長は、「加工施設保安規定」、「品質保証計画書（品質保証室）」、「加工施設 品質保証計画書」及び関連規定（以下、「規定類」という。）に従い、所管する業務に関して作成した文書及び記録を管理する。

(5) 保安活動の実施

濃縮事業部長は、規定類に従い、加工施設の操作、核燃料物質の管理、保守管理、放射性廃棄物管理、放射線管理及び非常時の措置に係る業務を実施する。

(6) 調達

濃縮事業部長は、規定類に従い、物品及び役務の調達を行う。

(7) 内部監査

品質保証室長及び濃縮事業部品質保証課長は、規定類に従い、加工施設の保安に係る業務等について、監査を行う。(年1回以上)

(8) 不適合管理

濃縮事業部長は、不適合が発生した場合は、規定類に従い、その不適合を確実に識別し、適切な処置を行い、その結果を記録する。

(9) 是正処置及び予防処置

濃縮事業部長は、規定類に従い、不適合の再発防止及び発生予防のための処置を行い、これを記録し、実施した活動を評価する。

(10) 教育・訓練

濃縮事業部長は、規定類に従い、加工施設の保安活動に従事する者に必要な力量が持てるように教育・訓練を実施する。

2. 協力会社との連携

(1) 品質保証マネジメント会議

社長は、当社と協力会社の経営層からなる「品質保証マネジメント会議」を開催し、当社と協力会社が一体となった品質保証活動を推進する。(年2回)

(2) 管理者レベルの連絡会

品質保証室品質保証部長は、品質保証マネジメント会議の下部会議体として設置した、当社濃縮事業部の各課長クラスと協力会社現場責任者クラスによる「管理者レベルの連絡会」を適宜開催し、双方向のコミュニケーションを推進する。

3. その他

(1) 品質月間行事の実施

II. 常設の第三者外部監査機関の監査等

1. 常設の第三者外部監査機関の監査

品質保証室長及び濃縮事業部長は、規定類に従い、第三者外部監査機関による定期的な監査を受ける。(年2回)

2. 品質保証に係る顧問会

社長は、学識経験者等からなる「品質保証に係る顧問会」を開催し、当社の品質マネジメントシステムの実施状況について、助言及び評価を受ける。(年2回)

以 上